

岩倉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、特殊詐欺対策電話機等を購入し、及び設置した者に対して交付する岩倉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 迷惑電話 一般消費者を対象とした違法若しくは不当な手段を用いる商取引又は特殊詐欺（対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。以下同じ。）を目的とする電話をいう。
- (2) 特殊詐欺対策電話機等 次のいずれかに該当する機器をいう。
 - ア 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、かつ、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器
 - イ 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、かつ、録音を行う機能を有する機器
 - ウ 特殊詐欺への対策機能を有する固定電話機（ア又はイの機能を内蔵する電話機をいう。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岩倉市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、岩倉市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 第5条の申請の日の属する年度において満65歳以上の者又はその者の属する世帯の構成員
- (3) 岩倉市税の滞納がない者
- (4) 転売を目的として特殊詐欺対策電話機等を購入しない者
- (5) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有

していない者

(6) この補助金の交付を受けた補助対象者と同一世帯に属していた者でない者

(7) 補助金の交付後に前各号のいずれかに該当しないことが判明した場合に、補助金を返還することについてあらかじめ同意する者
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

2 補助対象経費は、特殊詐欺対策電話機等の購入及び設置に係る費用とする。

3 補助金の交付の対象とするのは、1世帯につき1台のみとする。
(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺対策電話機等を購入した日の属する年度の3月31日までに、岩倉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書その他支払が確認できる書類の写し

(2) 購入し、及び設置した特殊詐欺対策電話機等の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岩倉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに岩倉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付請求書（様式第3）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、交付決定者に対し、特殊詐欺対策電話機等の購入及び設置に関し、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条及び第4条第3項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(危険負担)

第11条 特殊詐欺対策電話機等の設置の際の作業者の瑕疵及び当該設置後に生じた迷惑電話による損害について、岩倉市は、その責を負わない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。